

東彼杵町小中学校校務用コンピューター機器更新に係るプロポーザル実施要項

1 趣旨

この実施要項では、東彼杵町小中学校校務用コンピューター機器更新の受注候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

2016年9月に導入した校務用PCがリプレイス時期を迎えるにあたり、さらなるセキュリティ強化を行い、児童生徒の1人1台利用環境を最大限に生かした校務環境の構築を行う。機器はリース方式で整備する。

- | | | | |
|------------|---|-------------|---------|
| (1) 業務名 | 東彼杵町小中学校校務用コンピューター機器更新 | | |
| (2) 契約上限額 | ①校務用コンピューター類 | 24,488,800円 | (消費税含む) |
| | ②校務系サーバー類 | 44,948,486円 | (消費税含む) |
| (3) 賃貸借上限額 | ①校務用コンピューター | 月額 436,000円 | (消費税含む) |
| | ②校務系サーバー | 月額 800,800円 | (消費税含む) |
| (4) 履行期間 | 契約締結日から令和3年10月29日まで
賃貸借期間はリース契約開始から5年間 | | |
| (5) 仕様 | 別紙仕様書のとおり | | |

3 対象施設

- | | |
|----------|--|
| (1) 需要場所 | 彼杵小学校、千綿小学校、東彼杵中学校、
教育委員会事務局及び東彼杵町役場電算室 |
|----------|--|

4 積算方法

- (1) 金額の算定に当たっては、施設ごとの金額を算定し、全施設の合計額を算出すること。
- (2) (1) には消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。
- (3) 総額の算出基礎として、任意様式による内訳書を作成し、添付すること。
- (4) 縦覧設計書にある①校務用コンピューター類と②校務系サーバー類とを分けて見積額を記載すること。
- (5) 併せて5年間リースに係る月額リース料も記載すること。

5 スケジュール

- | | |
|--------|------------------------------|
| 募集要項公表 | 令和3年7月2日 (金) |
| 質問の受付 | 令和3年7月2日 (金) ~令和3年7月12日 (月) |
| 質問の回答 | 令和3年7月13日 (水) (予定) |
| 提案書受付 | 令和3年7月12日 (月) ~令和3年7月15日 (木) |

選定審査	書類審査	令和3年7月16日（金）（予定）
結果通知		令和3年7月19日（月）（予定）
契約締結		令和3年7月19日（月）（予定）

6 応募資格

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 東彼杵町競争入札参加資格者に対する指名停止基準による指名停止を現に受けていない者であること。
- (3) 関係法令の規定による営業又は事業若しくは業務の停止並びに事務所の閉鎖処分を現に受けていない者であること。
- (4) 供用開始日までにICT機器が活用できる環境の体制を整備できる者であること。
- (5) 直近2年度分の町税並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 事業者の役員等が、東彼杵町暴力団排除条例（平成24年9月28日条例第35号）第2条第1項各号に掲げる者でないこと。
 - ア 暴力団員（暴力団の構成員及び暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）
 - イ 暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者）
 - ウ 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっている者
 - エ 暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するもの（前号に該当するものを除く。）

7 応募方法

- (1) 提案書は機器調達を担当する業者とリース会社と合同で提案すること。
- (2) 提案書受付期間及び提出方法
 - ア 受付期間 令和3年7月12日（月）～令和3年7月15日（木）17時必着
 - イ 提出方法 持参または郵送（当日必着）
 - ウ 提出先 〒859-3807 長崎県東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷706-4
東彼杵町教育委員会 学校教育係
- (3) 提出書類

提出書類は次のとおりとする。

 - ア 東彼杵町小中学校校務用コンピューター機器更新に係る提案書（任意様式）
 - イ 事業者概要書（任意様式）
 - ウ 見積書（月額リース料を含む）及び算出基礎となる内訳表（任意様式）

- ※①校務用コンピューター類と②校務系サーバー類とを分けて記載すること。
- エ 業務完了までのスケジュール（任意様式）
- オ 暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団の構成員と密接な関係を有する者に該当しない旨の誓約書（任意様式）

(4) 提出部数

上記（3）の提出書類は、正1部、副1部ずつ提出すること。

8 質疑応答

(1) 質問受付期間及び質問方法

- ア 受付期間 令和3年7月2日（金）～令和3年7月12日（月）17時必着
- イ 質問方法 任意様式により電子メールで提出すること。
- ウ 提出先 東彼杵町教育委員会
E-mail : kyoui-soumu@town.higashisonogi.lg.jp

(2) 回答

提出された質問への回答は、質問者あて電子メールで回答するほか、町教育委員会のホームページで公表する。

9 事業者選定方法

(1) 決定までの流れ

- (審査) 期限までに提出された「7応募方法」の(3)提出書類の審査
(審査員) 東彼杵町教育長、東彼杵町教育委員会事務局町立学校担当職員
(決定) 審査基準を満たし、最も配点数が高い合同提案者に決定する。

(2) 審査方法

応募資格を満たす事業者の提案内容を次のとおり審査し配点する。

- ア 機器仕様 仕様書に定める調達機器の仕様をすべて満たすものは5点、1つでも満たしていない項目がある場合は0点とする。ただし、本業務の目的に沿い機器の機能向上又は効率的な管理が見込まれる場合（説明書添付）は機器等の仕様を満たすものとし配点し、加えてその項目毎に1点を加点する。
- イ 履行期間 仕様書に規定する期間内に完了するものは5点、それ以外は0点とし、期間の短縮が図られている場合は1月毎に1点を加点する。
- ウ セキュリティ対策 設定仕様に定めるセキュリティ強靱化が図られている場合は5点、満たしていない項目があり不十分と判断した場合は0点とする。将来の社会情勢を見据えた新たな活用につながるような企画・提案がなされていれば1点を加点する。
- エ 保守運用サポート体制 仕様書に定める保守運用体制が構築されている場合は5点、体制不十分と判断した場合は0点とする。学校（教職員）が新しい機器にスムーズに移行し、活用できるサポート体制が構築されている場合は1点を加点する。

(3) 審査基準

「2 業務概要」の(2)及び(3)の上限額以下の金額で、上記(2)ア機器仕様で5点以上を配点し、上記(2)の合計配点が20点以上の提案事業者

(4) 審査結果

各審査の結果、上記(3)を満たし最も配点が高い提案事業者を調達業者及び賃貸借契約業者に選定し、配点数が同点の場合は見積額が安価の提案者を選定する。なお、審査結果については、提案者全員に通知する。

(5) 留意事項

次のいずれかに該当するときは、事業者としての決定を取り消すものとする。

ア 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。

イ 選考委員又はその関係者に接触を求めるなど、評価の公平性を害する行為を行ったとき。

ウ 事業者の決定から契約締結までの間に、事業者の資金事情の変化等により、業務の履行が困難であると町長が判断したとき。

エ 著しく社会的信用を損なう行為等により、事業者としてふさわしくないと町長が判断したとき。

オ 事業者が、「6 応募資格」に掲げる資格要件に適合しなくなったとき。

(6) その他

ア 上記(5)により事業者としての決定を取り消した場合は、次点者を繰り上げて選定するものとする。

イ 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

ウ 応募に関し提出された書類は、一切返却しないものとする。

10 担当窓口

東彼杵町教育委員会

〒859-3807 長崎県東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷 706-4

E-mail : kyoui-soumu@town.higashisonogi.lg.jp

電話 : 0957-46-0353 (直通)

F A X : 0957-46-0757